

付帯メニュー一定義書

【Web 割引】

令和元年 10 月 1 日 実施

桐生瓦斯株式会社

目 次

1	実施期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	割引内容	2
5	日割計算時の基本料金	2
6	適用期間	3
7	適用廃止	3
8	Web 割引の定義書の変更及び廃止	3

付帯メニュー定義書【Web 割引】（以下「Web 割引の定義書」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結いただいたお客さま向けに、当社の電気需給約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

1 実施時期

Web 割引の定義書は、令和元年 10 月 1 日より実施し、令和元年 10 月 1 日より適用します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、Web 割引の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に Web 割引を適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく需給契約のうち契約種別が「桐生ガスでんき B」または「桐生ガスでんき C」の契約者であること。
- (2) 当社がお客さまへお知らせする検針の結果を書面ではなく、当社が開設した消費者サイトにご登録いただきお客さまご自身で検針の結果を確認いただく場合に適用いたします。なお、この場合、書面でのお知らせはいたしません。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金の基本料金（1 か月の間まったく電気を使用しない場合は、基本料金の半額）から毎月 53 円（消費税相当額を含みます。）を割引します。以後、割引後の金額を基本料金と読み替えます。

5 日割計算時の基本料金

電気需給約款 22（日割計算）(1)イにもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、4（割引内容）で読み替えた基本料金を用います。

なお、算定された基本料金の金額の単位は、1 円とし、端数は切り捨てます。

6 適用期間

- (1) Web 割引の適用開始日は、原則として電気需給契約の適用開始日といたします。
- (2) Web 割引の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は当該電気需給契約の適用期間と同じといたします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが 3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には Web 割引の適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりといたします。

- (1) 電気需給契約を解約する場合
電気需給約款 35（需給契約の廃止）または 37（解約等）による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の検針日
なお、当該事由発生日の直後の電気の検針日までの間に電気需給契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

8 Web 割引の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、Web 割引の定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、Web 割引の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) Web 割引の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（受給約款の変更）(4)に準じます。